

**水産関係公共土木施設等
災害復旧マニュアル
(災害発生から査定まで)**

令和5年3月

水産庁防災漁村課
水産施設災害対策室

目次

I 概要編

1. マニュアルについて	1
2. 災害復旧事業制度	3
3. 災害復旧事業の要件	6
4. 災害関連事業の要件	10
5. 災害復旧事業のフロー	12

II マニュアル編

1. 災害発生時	13
2. 災害速報	14
3. 応急工事	15
4. 災害状況報告	17
5. 国庫負担申請	18
6. 査定設計書	22
7. 災害査定	24

凡 例

- 漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和40年10月20日付け40水港第4176号水産庁長官通知）
：漁港事務要領
- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年7月27日農林省令第53号）
：農林省令
- 漁業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和59年9月28日付け59水振第2339号農林水産事務次官依命通知）
：漁業用施設取扱要綱
- 漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年8月16日農林水産省告示）
：漁業用施設告示
- 漁業用施設災害復旧事業設計書作成要領（平成5年6月21日付け5水振第1266号水産庁長官通知）
：漁業用施設設計書作成要綱
- 漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和59年9月28日付け59水振第2338号水産庁長官通知）
：漁業用施設査定要領
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和59年9月14日付け59総第509号農林水産事務次官依命通知）
：共同利用施設取扱要綱
- 共同利用施設に係る災害復旧事業（補助）計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号）
：共同利用施設告示

I 概要編

1. マニュアルについて

(1) マニュアルの目的

「水産関係土木施設等災害復旧マニュアル（災害発生から査定まで）」は、地方公共団体の水産関係土木施設等の災害担当職員等が災害復旧事業に係る手続きを迅速かつ着実に実施するためのマニュアルである。

災害復旧においては、被害の増大を防ぎつつ、早期復旧を図る必要があることから、復旧対策に係る初動が重要となる。一方、災害発生頻度の頻度、担当職員の異動等の関係で、災害担当者の全職員が災害復旧事業の手続きを熟知しているとは限らない。

このようなことから、本マニュアルでは、災害復旧事業に係る手続きの中から災害発生から災害査定までの初期段階の手続きについて、わかりやすく対応のポイントを示すものである。

(2) マニュアルの内容

本マニュアルの内容は、災害発生から査定までの一連の過程において、災害発生時、災害速報、応急工事、災害状況報告、国庫負担申請書、査定設計書及び災害査定等について、災害復旧事業に係る関係法令及び要綱・要領等の他、災害復旧事業の運用状況に基づき記載したものである。

(3) 留意事項

本マニュアルは、手続きを分かりやすく示したものであり、内容については、相当部分省略している。災害復旧事業に係る詳細な基準、規定等については、関係法令及び要綱・要領等を取りまとめた「水産関係施設災害復旧事業事務必携」（（公社）全国漁港漁場協会発行）、水産庁主催災害担当者説明会資料等を参照のこと。

マニュアル編に示す手順については、漁港施設・海岸の場合を前提にして記載している。漁業用施設、共同利用施設の場合は、手順や書類の名称が異なるものもあるで留意するとともに、必要な提出書類の様式を黄緑色枠内  に示した。

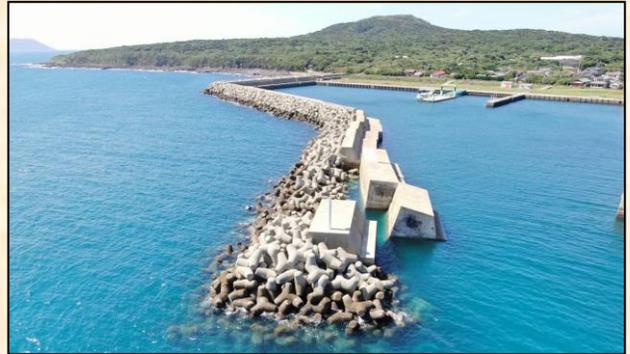
台風
風圧
低気圧
冬期風浪
梅雨前線等

高潮
高波
うねり



神奈川県 北下浦漁港海岸 (R元・台風第19号)

豪雨
豪雨



長崎県 五島西漁港 (R4・台風第11号)

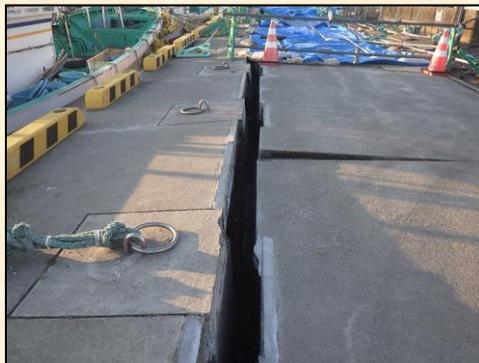


熊本県 大鞘漁港 (R2・7月豪雨)



青森県 大畑漁港海岸 (R3・台風第9号)

津波
地震
地震



福島県 松川浦漁港 (R4・福島県沖地震)



宮城県 石巻漁港 (H23・東日本大震災)

2. 災害復旧事業制度

水産関係土木施設等の災害復旧事業に要する費用については、法律に基づく国の負担（又は補助）制度がある。

負担法

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（負担法）
国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的。

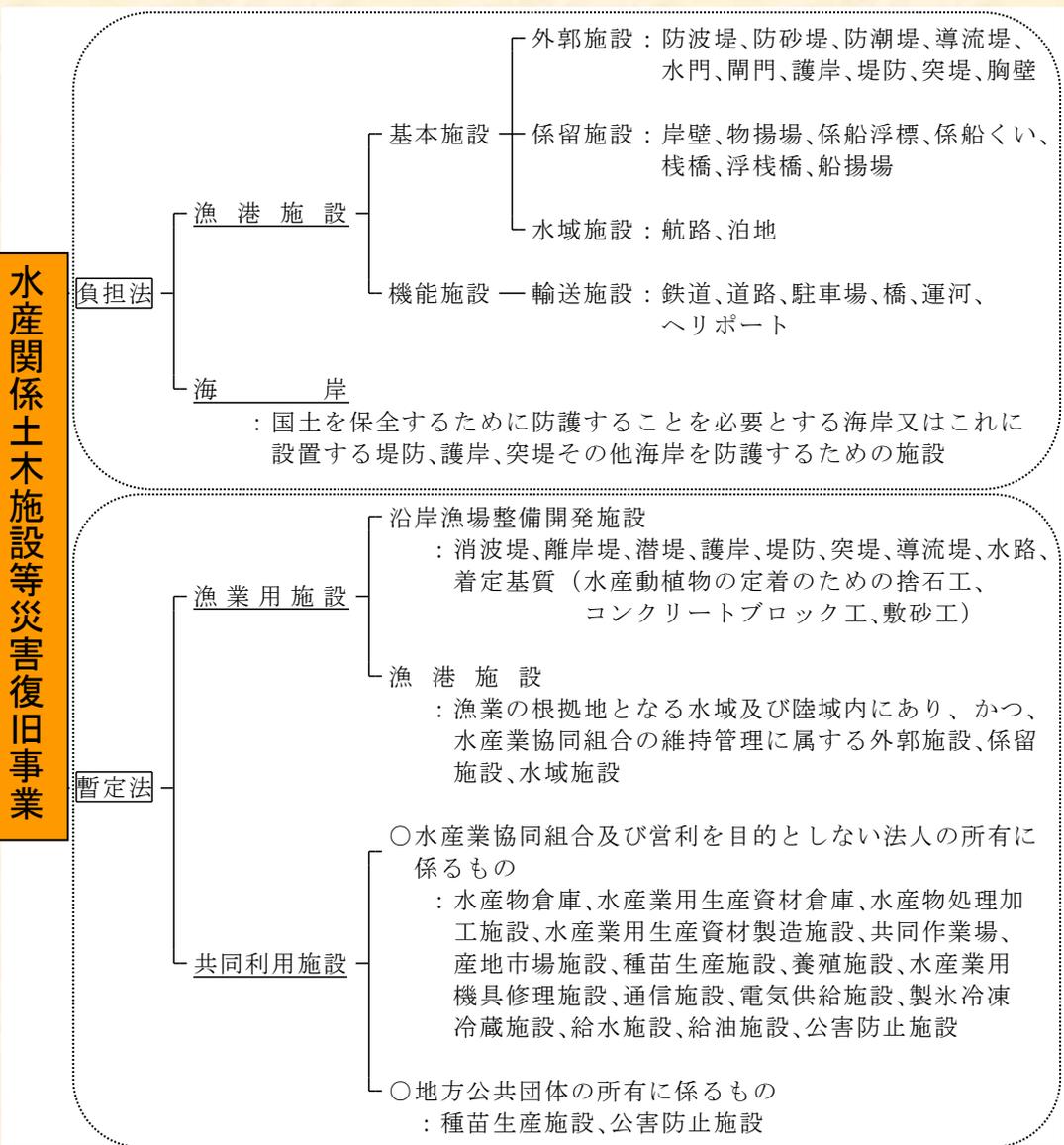
対象となる施設は、地方公共団体の維持管理に属する①河川、②海岸、③砂防設備、④林地荒廃防止施設、⑤地すべり防止施設、⑥急斜面地崩壊防止施設、⑦道路、⑧港湾、⑨漁港、⑩下水道である。

暫定法

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）
国が補助を行い、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的。

対象となる施設等は、①農地、②農業用施設、③林業用施設、④漁業用施設、⑤共同利用施設である。

災害復旧事業の対象施設



災害関連事業

① 漁港関係災害関連事業

負担法による災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止する。

② 災害関連漁業集落環境施設復旧事業

負担法に基づく施設及び暫定法に基づく漁業用施設と同一漁港区域内で、同一災害により被災した漁業集落環境施設を復旧する。

③ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

海岸に漂着した流木及びゴミ等の処理を緊急的に実施する。

主な採択要件と負担率（補助率）

事業名	漁港				漁業		漁村				海岸		事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率
	外郭施設	水域施設	係留施設	輸送施設	沿岸漁場整備開発施設	共同利用施設	漁業集落排水施設	水産飲雑用水施設	緑地・広場施設	防災安全施設	海岸施設	大規模漂着流木等処理			
漁港関係公共土木施設災害復旧事業（負担法）	●	●	●	●								●	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・都道府県 ・市町村 	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 →1箇所120万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 →1箇所60万円以上の工事	本土2/3 離島4/5 その他4/5
漁業用施設災害復旧事業（暫定法）	●	●	●		●								<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 ・水産業協同組合 	・1箇所40万円以上の工事	6.5/10
農林水産業共同利用施設災害復旧事業（暫定法）						●							<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合 ・営利を目的としない法人 ・都道府県 ・市町村 	・1箇所40万円以上の工事	2/10
災害関連事業	災害関連事業	●	●	●	●							●	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 →1件800万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 →1件600万円以上の工事	・漁港5/10 ・海岸 本土5/10 離島5.5/10 北海道5.5/10 奄美2/3 沖縄6/10
	災害関連漁業集落環境施設復旧事業						●	●	●	●			<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 	負担法若しくは暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設 ・受益戸数2戸以上 ・工事費200万円以上	5/10
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業												●	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 	・工事費200万円以上 ・海岸保全施設内に漂着 ・海岸保全施設の区域及びこれらの施設から1km以内の区域に漂着 ・漂着量が1,000㎡以上

3. 災害復旧事業の要件

災害とは

暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害

災害復旧事業とは

1. 災害によって必要となった事業で、被災した施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合に従前の効用を復旧するための施設を含む。）
2. 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設
3. 被災波等を使用して改良復旧が可能となる場合の主なものは以下のとおり
 - ① 過去、被災を受けたことがある重要な防波堤や岸壁が甚大な被害を生じ、漁港の機能に著しい影響を及ぼしている場合
 - ② 施設が甚大な被災を受け、更に背後の集落地、主要交通幹線路等が現に被災し又は被災する恐れが大きい場合
 - ③ 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であるため、区間全体にわたる一定計画のもとで施行する場合

上記3. ②において、防波堤が甚大な被災を受け、港内の漁船、共同利用施設等が被災した事例でも被災波を使用して改良復旧が可能となる場合がある。

採択の範囲

1. 10分間平均最大風速15m以上の風により発生した災害
2. 暴風もしくはその余波による異常な高潮、波浪（うねりを含む。）又は津波による災害
3. 最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害
以下の場合は降水量に関係なく採択可能
 - ① 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合
 - ② 河川沿いの漁港施設にあっては、警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割程度の水位）以上の出水による場合
 - ③ 河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位以下の出水による場合
 - ④ 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

被災波の波浪推算が必要な場合は、

- ① 「10分間平均最大風速が15m以上」が確認できない波浪（うねりを含む。）による災害の場合
 - ② 工事しゅん工後1年以内に被災した場合
 - ③ 被災波等を用いて改良復旧する場合
- などである。

また、高潮、津波による災害の場合、安定計算等により異常な天然現象で施設が被災したことを証明する必要がある。

適用除外

1. (負担法の場合) 1箇所工事費が都道府県、指定都市は120万円未満、市町村は60万円未満。
(暫定法の場合) 1箇所工事費が40万円未満。
2. 工事の費用に対してその効果の著しく小さいもの。
3. 維持工事とみるべきもの。
4. 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたもの。
5. 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたもの。
6. 漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上、公益上特に必要と認められるものを除く。
7. 天然の海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上、公益上特に必要と認められるものを除く。
8. 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。
9. 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

本来適用除外だが「ただし書き」で採択しているもの

- ① 航路、泊地等の埋そくで、漁船等の出入港が不可能となるなど、日頃の漁業活動に支障が生じているため、早急に土砂、流木等を除去する必要がある場合。したがって、応急工事で復旧することを原則。
- ② 天然の海岸で、急激な海岸欠壊が生じ、人家、公共施設等に被害を与えている場合又はそのおそれが大きい場合。

対象施設

(漁港の場合) 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設で、漁港台帳に記載されているもの。(事業主体：地方公共団体)

(海岸の場合) 漁港区域内の海岸法の規定に基づき指定された海岸又はこれに設置する堤防、護岸、離岸堤その他海岸を防護するための施設で、漁港海岸保全区域台帳に記載されているもの。

(事業主体：地方公共団体)

(漁業用施設の場合)

① 沿岸漁場整備開発施設

漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、消波施設、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路(しゅんせつによるものを除く。)、着定基質(水産動植物の定着のための捨石工、コンクリートブロック工等)

(事業主体：地方公共団体、水産業協同組合)

② 漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設

(事業主体：地方公共団体、水産業協同組合)

(共同利用施設の場合)

① 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの

水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設

② 地方公共団体の所有に係るもの

種苗生産施設、公害防止施設

① 海岸保全区域が指定されていない天然海岸は、人家、公共施設、農地等に被害を及ぼしている場合、海岸保全区域の指定を前提に採択する場合がある。

② 沿岸漁場整備開発施設は、沿岸漁場整備開発事業又は漁港漁場整備法により造成された施設(魚礁を除く。)が対象。

③ 漁業用施設の漁港施設は、漁港区域外であっても漁業の根拠地であれば対象。また、施設の所有が地方公共団体であっても、管理委託等で水産業協同組合等が維持管理を行っていれば対象。

4. 災害関連事業の要件

漁港関係災害関連事業

1. 事業内容

負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する工事

2. 対象施設

負担法の適用される全施設が対象

3. 国庫補助率

基準は5/10

(海岸は北海道・離島5.5/10、沖縄6/10、奄美2/3)

4. 採択基準

原則として1件あたりの工事費は、都道府県・指定都市は800万円以上、市町村は600万円以上とし、災害復旧工事費に対し100%を超えない範囲内の金額

災害関連漁業集落環境施設復旧事業

1. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した施設の災害復旧（漁港又は漁業用施設）に関連し、同一漁港区域内で同一災害により被害を受けた漁業集落環境施設を原形に復旧する工事。落雷による場合は、この限りではない。

2. 対象施設

漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、緑地・広場施設（植栽、運動施設等を除く。）、防災安全施設

3. 国庫補助率

5/10

4. 採択基準

本事業に係る受益戸数が2戸以上で、工事費が200万円以上

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

1. 事業内容

洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に流木及びゴミ等の処理（集積、選別、積込、運搬及び焼却等）を実施

2. 対象施設

海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等）の機能を阻害する流木及びゴミ等

3. 国庫補助率

5/10

4. 採択基準

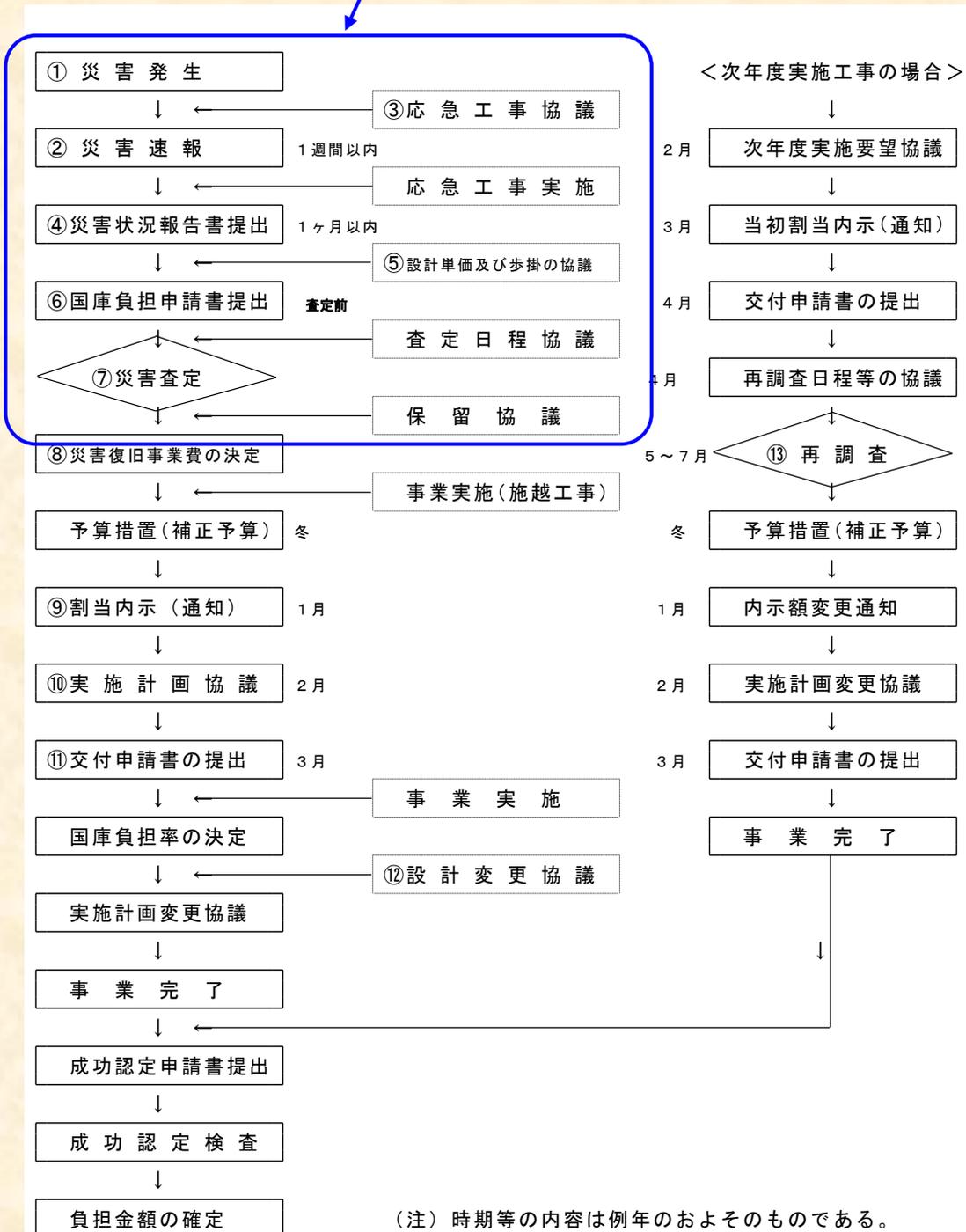
流木及びゴミ等が海岸保全区域内に漂着し、海岸保全施設及びこれらの施設から1km以内の区域に漂着した場合で漂着量が1,000 m³以上、1事業主体の事業費200万円以上。

漂着が広域にわたる複数の海岸の場合は、漂着範囲が一連の海岸で、海岸の所管、事業主体にかかわらず漂着量の合計が1,000 m³以上。

漂着量が採択基準の1,000 m³を満たさない時点であっても、あらかじめ水産庁と協議のうえ、応急対策を実施することができる。

5. 災害復旧事業のフロー

発災から査定まで (本マニュアルの対象)



II マニュアル編

1. 災害発生時

災害発生後、水産庁・都道府県・市町村間で速やかに連絡を行うとともに、災害への緊急対応や復旧・復興に向けて緊密な連絡調整を図る。

(ポイント)

- ① 人命救助、安全確保、ライフラインの確保が最優先
- ② 国、地方の行政機関の連絡体制を確認
- ③ 必要に応じ技術支援等の要請（国（MAFF-SATを含む）、専門家の派遣）

(連絡事項)

- ・ 災害発生状況、被災状況の把握
- ・ 災害対策本部の設置等体制づくり
- ・ 人命救助、安全確保等救難・救助、物資搬入
- ・ MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム、農林水産省の職員派遣）、専門家等による技術支援など

(地震・津波災害の場合)

漁港施設等の被害だけでなく、地域の漁業者や住民の財産や人命にも大きな被害が発生する場合があります。こうした場合には漁業地域の生活環境の復旧や地域の復興にも十分配慮する。

(安全性の確保)

被災状況の確認にあたっては、地震発生後の津波、台風通過後のうねり等による二次災害にあわないよう十分注意を払い、第1報は、防波堤の倒壊、堤防の決壊等現場に近づかなくても明かな被害を速やかに報告する。

2. 災害速報

被害状況を早期に把握することは、迅速で的確な災害復旧・復興にはとても重要。

災害発生後 1 週間以内

電話、メール、FAXにて、都道府県から水産庁(防災漁村課)へ被災状況や対応状況を報告する。

(ポイント)

- ① 大規模災害では激甚災害指定に向けた作業
- ② 必要に応じ技術支援等の要請（国、専門家の派遣）
- ③ 事業内容（漁港・地区名、工種、数量、被害概算額）
- ④ 事業主体の別なく都道府県下一括して報告
- ⑤ 適宜最新情報への更新
- ⑥ 査定前着工ができる応急工事の活用

1. 異常な天然現象によるものか気象・海象条件等を確認し、データを収集。気象庁（地方気象台）以外のデータは、観測者の証明を添付。
 - ① 風浪：10分間平均最大風速15m以上
 - ② 豪雨：最大24時間雨量80mm以上
2. 被災した施設が負担法、暫定法の対象施設であるか、漁港台帳、海岸保全施設台帳等に記載されているか確認。

●災害速報の様式

- ・ 漁港、海岸：別記第1号様式（漁港事務要領第1の1）
- ・ 漁業用施設：上記①準用
- ・ 共同利用施設：別紙様式第1号（共同利用施設取扱要綱第10）

（大規模災害の対応）

- ① 大型の台風、大地震（震度5強以上）の場合は、農林水産省内で被害状況のとりまとめを行うので、被害の有無にかかわらず被災概況を迅速に報告。
- ② 報告は、被災の施設と概況のみで構わないので、被災概況の把握が終了するまでは逐次更新。

3. 応急工事

漁業活動に重大な支障を来す場合、民生安定上甚大な影響があると考えられる場合又は当該施設の増破の恐れが大きい場合は、査定前着工のできる応急工事を活用。

(ポイント)

- ① 設計、工法等について、応急協議調書をもって事前に水産庁と協議し、その後所管の財務局にも協議。(その採否及び工法等は災害査定時に決定。)
- ② 査定時に竣功している場合は、証拠書類等により被災状況、工事状況、工事費の精算等が確認できること。

(応急工事の活用)

泊地、航路等の埋そく、道路、海岸堤防等の決壊、荷捌き所の破損等の場合は、漁業活動等への影響が大きいことから、これらの施設が被災した場合には、応急工事の実施を早急に検討する必要がある。

応急工事の種類

(応急仮工事)

応急に施行する工事であって、災害復旧工事を実施するまでの仮施設のための工事

(応急本工事)

応急に施行する工事であって、査定の上決定されれば復旧工事の全部又は一部となる工事

通常の場合

応急工事着手前に協議調書を作成し、水産庁と協議。

1. 応急仮工事は、被災施設の復旧とは別に国の負担の対象となり、査定において、応急仮工事に使用した材料を復旧事業に再利用する費用は、再利用の材料、除去及び運搬の費用と新たな材料を使用する場合のいずれか低額のことを計上する。
2. 一方、応急本工事は、復旧工事の全部又は一部となるものであり、応急本工事の除去及び小運搬費等は計上できない。
3. 泊地、航路等の申請土量は、全体土量から維持土量を除いた数量とする。
4. いずれも査定時には、竣功、未竣功にかかわらず、すべて未着手として取扱い、承認単価及び歩掛によって積算する。

緊急を要する場合

緊急を要し、やむを得ない場合は、電話等で水産庁に一報し、正式な協議前に応急工事を実施することができる。ただし、この場合においても査定前に協議調書を作成し、協議を行う。

● 応急工事協議調書の様式

- ・ 漁港、海岸 : 第4号様式（漁港事務要領第6）
- ・ 漁業用施設 : 上記を準用
- ・ 共同利用施設 : 共同利用施設災害査定前着工届け

4. 災害状況報告

災害状況報告書は、①被害箇所及び金額②災害の原因③その他の被害状況を報告するものであり、定められた期間内に農林水産大臣に提出する。

(ポイント)

① 提出期間

- ・ 漁港、海岸 : 災害発生後1ヶ月以内
- ・ 漁業用施設 : 遅滞なく報告
- ・ 共同利用施設 : 災害発生後7日以内

② 災害状況報告書提出後、報告内容に変更が生じた場合、速やかに報告書を変更すること。

③ 共同利用施設の災害概況報告書は、補助金申請の有無にかかわらず報告する。

●災害状況報告書の様式

- ・ 漁港、海岸 : 第1号様式（農林省令第2条）
 - ・ 漁業用施設 : 様式第1（漁業用施設取扱要綱第7）
 - ・ 共同利用施設 : 別紙様式第1（共同利用施設取扱要綱第10）
- 【再掲】

この他の水産業に係る被害については、農林水産業被害報告取りまとめ要領（昭和48年5月21日付け48総第382号農林水産事務次官依命通知）に基づき水産庁長官に報告する。

5. 国庫負担申請

地方公共団体の長は、災害復旧事業費の決定を受けるため、国庫負担申請書に關係書類を添えて農林水産大臣に申請する。これを受け、災害査定官が現地へ派遣され、査定が行われる。

国庫負担申請前

当該年度に採用する設計単価及び歩掛については、あらかじめ農林水産大臣と協議を行い、同意を得る必要がある。

査定前（目標：災害発生後2ヶ月以内、遅くとも3ヶ月以内）

国庫負担申請書を農林水産大臣に提出

（ポイント）

- ① 国庫負担申請書に災害復旧事業目論見書（加えて、特別な事案、水産庁からの指示の場合は設計書）を添えて提出する。
- ② 申請額は、被害報告額を上回らないこと。やむを得ず上回る場合は、災害状況報告書を変更する。
- ③ 申請後やむを得ない理由（余震、余波等）により、追加申請等があった場合には査定前であれば申請替えを、査定時であれば現地申請を行うことができる。
- ④ 原形によらない復旧を申請する場合は、事前に水産庁と協議をすることが望ましい。
- ⑤ 設計書は現地又は机上査定の際に査定官に手交する。

申請に係る書類等

(漁港・海岸施設)

- ・ 国庫負担申請書
- ・ 目論見総括表
- ・ 目論見書
- ・ 設計書 (単価表及び積量表, 図面, 指示事項表を添付)
- ・ 被害箇所図
- ・ 災害査定日程表

(漁業用施設)

- ・ (補助) 計画概要書総括表
- ・ (補助) 計画概要書
(計画一覧表, 設計書)
- ・ 被害箇所図
- ・ 災害査定日程表

(共同利用施設)

- ・ (補助) 計画概要書
- ・ 施設別事業主体別計画概要書
(設計書)
- ・ 被害箇所図
- ・ 災害査定日程表

査定設計書

(書類等の作成における留意点)

- ・ 目論見総括表の被害報告欄は、災害状況報告書の被害額を記載する。
- ・ 漁港と海岸を同時に申請する場合は、漁港施設災害復旧事業目論見書に海岸分もまとめて記入する。目論見総括表は、それぞれ作成する。
- ・ 被害箇所図、現地査定日程表について、漁業用施設や共同利用施設に係る査定が同一の現地災害査定において行われる場合には、統合して作成する。

● 国庫負担申請に係る書類の様式

- ・ 漁港、海岸 : 第3号様式 (漁港事務要領第3)、
第2号様式 (農林省第3条)
- ・ 漁業用施設 : 漁業用施設告示 (農林水産省告示第1645号)、
様式第2 (漁業用施設設取扱要綱第8)
- ・ 共同利用施設 : 共同利用施設告示 (農林水産省告示第1396号)

査定設計書作成のための委託費

激甚災害など、査定設計書作成のために必要な委託費(調査、測量、試験又は設計)について補助される場合があります。

1 水産庁長官が激甚であると認める災害※で、次に該当する場合 【公共土木施設災害復旧事業】

事業主体ごとの全ての公共土木施設の決定工事費の総額

都道府県、指定都市 : 45億円以上

市町村 : 3千万円以上

【農林水産業施設災害復旧事業】

事業主体ごとの漁業用施設の決定事業費の総額

都道府県、市町村及び水産業協同組合 : 3千万円以上

※毎年度1月末頃に通知している。

2 特殊工法など、次のに該当する場合

(1) 該当箇所

ア 橋梁、高架構造物、トンネル、水門、閘門及び浮棧橋等その構造様式からみて設計等が高度で複雑な施設に係る箇所(水門及び閘門にあつては排水施設を含む)

イ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領第3の2及び漁業用施設査定要領第12の(2)に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合」に適用される位置若しくは法線の変更を伴う箇所又は一定災に係る箇所

ウ ニューマチック工法等特殊な工法を実施する箇所

エ 大水深(-10メートル以深)に係る箇所



査定設計書作成のための委託費（つづき）

オ 災害復旧の対象施設の種類（漁業用施設、漁港及び海岸。なお、海岸にあつては、水産庁が所管するもの。）別の被災箇所数及び被害金額についての農林水産省に対する書面による報告における当該年の被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）の合計が、過去5か年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者（水産業協同組合においては市町村）の区域において実施する箇所

（2）要件

ア 前号アからエについては、一箇所の委託費等の実支出額が500万円以上、かつ、決定工事費及び決定事業費の7パーセント以上（決定工事費及び決定事業費には仮応急工事費、内未成額及び内転属額を含めない。）

イ 前号オについては、3以上の地方公共団体又は水産業協同組合において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの。）を締結している市町村の区域に限る

○事業主体が交付をうけることとなる補助金の合計額の下限

【公共土木施設】

都道府県、指定都市 : 1,500万円

市町村 : 150万円

【農林水産業施設】

都道府県、指定都市 : 1,200万円

市町村及び水産業協同組合等 : 120万円

○補助率 委託費の10分の5

●設計委託費の内容

水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱
（平成7年2月24日7水港第567号農林水産事務次官依命通知）

6. 査定設計書

被災状況

被災状況は、陸上又は潜水調査、新技術活用等により、写真、動画、平面図、構造図、三次元データ等に記録する。

災害復旧事業の対象になるには、施設が機能を失い、放置すれば施設設置の目的が達成できない場合である。

このため、被災状況の調査にあたっては、施設の機能が失われている状況を把握することが重要。

たとえば、防波堤や岸壁が傾斜している場合、基礎マウンドの洗掘状況を調査し、放置すれば転倒の恐れがあることを立証。

また、岸壁エプロンが亀裂した場合、エプロンを穿孔し、内部の空洞状況を調査し、エプロンが陥没する恐れがあることを立証。

復旧方針・工法

原形復旧が原則だが、過去の被災実績、今回の被災内容等を考慮し、復旧方針・工法を定める。

1. 被災波等を用いて改良復旧が可能となる場合の主なものは、以下のとおりである。
 - ① 過去、被災を受けたことがある重要な防波堤や岸壁が甚大な被害を生じ、漁港の機能に著しい影響を及ぼしている場合
 - ② 施設が甚大な被災を受け、更に背後の集落地、主要交通幹線路、漁船、共同利用施設等が現に被災し又は被災する恐れが大きい場合
 - ③ 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であるため、区間全体にわたる一定計画のもとで施行する場合
2. この場合、被災時の沖波、又は現在、当該漁港の設計に用いられている沖波が被災施設築造時の設計に用いられた沖波より大きい場合、被災時の沖波、又は現在、当該漁港の設計に用いられている沖波のいずれか小さい設計波高を査定時の設計に用いることができる。

●被災波を用いて改良復旧できる場合

- ①漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和40年10月20日40水港第4175号）第3の2の（2）のハ、ホ、ト、チ
- ②漁業用施設査定要領第12の（2）のウ、オ、カ、ク

設計・積算

復旧工法等、協議単価及び歩掛に基づき設計・積算し、査定設計書を作成する。

1. 査定設計書に指示事項表、単価表・積量表、図面及び写真を添付する。
2. 以下の経費は、査定時には計上できないので十分注意が必要。ただし、①③については、必要に応じ実施設計に計上が可能。
 - ① 水雷・傷害等保険料
 - ② 現場環境改善費
 - ③ 一般管理費等の前払い金支出割合による補正

(ポイント)

従来、事業損失防止施設費(a)、現場発生材等の投棄料(b)及び契約保証費(c)は、査定設計書に計上できなかったが、(a)及び(b)は平成26年災より、(c)は令和5年災より計上できることとした。ただし、失格工事（8頁：適用除外、27頁）の要件は、(a)及び(b)等を除く工事費による。

(測量及び試験費)

査定設計書に計上できる各費目のうち、測量及び試験費については、査定の際、調査、測量又は試験を必要とするために協議設計とする場合（申請設計が粗漏であるために、なお精査を要するものとして協議設計とされた場合を除く。）及び事前工法協議の際、特に調査、測量又は試験を必要とする旨の条件を附した場合で協議設計に該当すると思われるものの費用のみを測量及び試験費に計上することができる。

7. 災害査定

査定官が立会官の立会の下、申請のあった全箇所について査定を行い、申請工事箇所の採否及び工法等を決定

災害査定前

災害査定を行うにあたり、所定の書類及び現地査定の準備を予め行う。

(共通事項)

1. 漁港台帳、海岸保全区域台帳と被災箇所の設計図書等（築造年、断面図の天端高、堤体幅、官民境界、基礎根入長等）とが整合が取れているか事前に確認し、不備等があれば査定前に調整を行う。
2. 被災前の原形を確認できる写真等を準備する。
3. 査定時に採否の判定が査定官と立会官で議論になりそうな区間は、特に被災状況の判別できる写真撮影等調査の工夫をする。
4. 被災の確認ができない部分は未採択となることがあるため、被災写真の準備、被災箇所の清掃、障害物の除去等を行う。
5. 設計書等書類に不備がないか十分確認をする。また、必要事項を記入した指示事表を設計書右上に添付する。
6. 応急工事実施箇所は、応工事協議調書（写しでも可）、被災写真、工事施行中の写真急等の準備をする。
7. 施設完成後1年以内の被災（未満災）の場合は、安定計算表、契約設計図書（工事写真、出来形管理図を含む）を準備する。
8. 災害査定野帳を作成し、査定時に査定官、立会官に手交する。

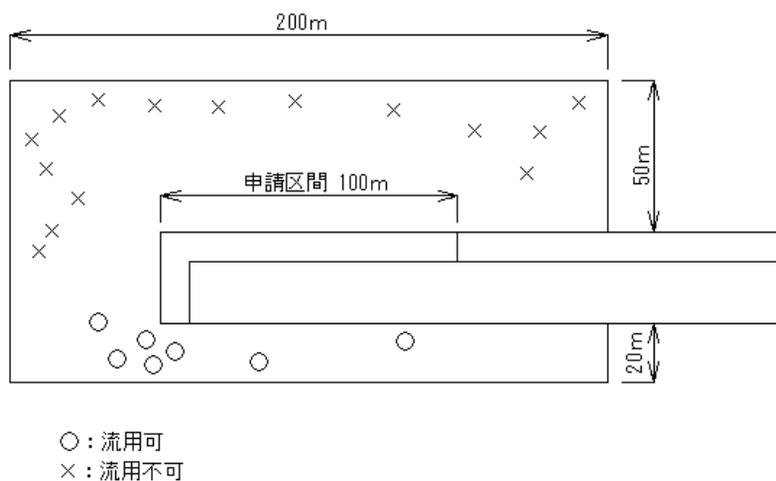
(被災箇所別)

1. 泊地、航路等の埋そく

- ① 漁業活動に支障がある場合に採択となるため、応急工事での復旧が原則である。
- ② 過去の浚渫実績等から維持土量を算定し、全体数量から維持土量を除いて申請する。
- ③ 査定時に浚渫区域がわかるよう、あらかじめ旗や竹竿の設置、写真への対象区域の表示等を行う。

2. 消波ブロックの沈下、散乱

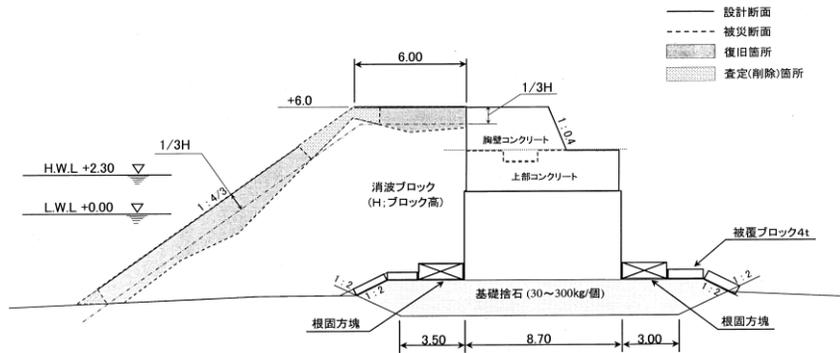
- ① 沈下、散乱状況の確認のため、丁張りの設置や測点毎の写真を準備する。また、測点は定点の他、変化点についても設置する。
- ② 散乱ブロックは、下図のように平面図に調査範囲、散乱状況、流用の可否（破損状況）を示し、散乱ブロックの水中写真等も準備する。この際、写真が濁り等で不鮮明な場合は、ポンチ絵で補うとなお好ましい。また、水中3Dスキャナ等を用いて調査し、被災状況を点群データによって可視化することもできる。



③ 消波ブロックの採択基準（沈下量）

- ・ 漁港施設：消波ブロック1個の高さの1/3以上
- ・ 海岸施設：消波ブロック1個の高さの1/2以上

防波堤(混成堤、消波工付き)等の査定事例



3. 防波堤等の基礎工等の被災

基礎工等水中のため被災状況の確認が困難な箇所は、水中写真の準備をする。また、写真が濁り等で不鮮明な場合は、ポンチ絵で補うとなお好ましい。

4 護岸、堤防等の洗堀

① 満潮時に被災状況の確認が困難な箇所は、干潮時の写真の準備をする。

② 砂浜等で査定時に砂が堆積し、被災状況が確認できない可能性がある箇所は、特に写真の準備が必要であり、査定直前に砂の除去を行えばなお好ましい。

5. 地震による岸壁等の被災

エプロンのコンクリート舗装と基礎砕石の空隙については、掘孔等で査定時に空隙量が確認できる準備をする。

6. 天然海岸の決壊

今回の災害で急激な決壊を生じた事を説明する被災前後の資料(てい線図、写真等)を準備する。

7. 離島、辺地等の被災

海象条件、日程等により急遽机上になる可能性がある箇所は、あらかじめ詳細な写真等資料の準備をする。

(参考) 地震による岸壁等の被災の採択の目安

- ① 堤体の傾き：安定計算で不安定な場合は腹付け等復旧工法を決定。
- ② 法線のズレ：10cm以上で腹付け等復旧断面を決定。
- ③ エプロンの亀裂：コンクリート舗装の下部まで達している場合は打換え。
- ④ エプロンの沈下：3cm以上又は排水勾配が確保できない場合は打換え。
- ⑤ エプロンのコンクリート舗装と基礎砕石の空隙：3cm以上の空隙がある場合は打換え。

災害査定時

査定官、立会官へ所定の書類を提出し、事務所又は現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う。

(ポイント)

- ① 現地査定に入る前に、被災原因（異常気象）、目論見書、査定日程、復旧方針等の総括説明を行う。
- ② 現地では、延長確認のためあらかじめ起終点にポールを立て、申請延長間にテープを張っておく。
- ③ 現地在沖防波堤等陸続きでない場合は、渡船等の準備をしておく。また、上部工等に登る必要がある場合は、事前に梯子等の準備をしておく。
- ④ 現地到着後、査定設計書に基づき、工事番号、漁港名、異常気象名、被災年月日、申請の工種、数量、金額及び採択条項を読み上げ、図面により被災状況、復旧内容の説明を行う。
なお、この際、平板等を準備すればなお好ましい。また、風雨が激しい場合は、荷捌き所等で行う場合がある。
- ⑤ 応急工事実施箇所は、応急工事協議調書の他、施工中及び施工前後の写真を準備する。
- ⑥ 災害査定は、原則として関係者以外の立入は禁止であるが、事前に査定官、立会官の了解を得た場合に限り、設計等を請負ったコンサルタント等を同席させ説明させることができる。

(査定に必要な書類)

1. 気象関係資料、被害状況、目論総括表及び目論見、設計書（正・副）、台帳、被害箇所図、写真、査定日程表、野帳
2. 施設完成後1年未満の被災（未満災）の場合は、当時の設計図書（実施設計書等）

(査定及び工事の種類)

1. 机上査定

災害査定は、査定設計書及びその他写真等の関係書類を基に行われ、原則、現地査定であるが、申請額が負担法については1,000万円未満の原形復旧で、現地に行くには日程のロスが大きい場合は、机上査定（対面又はリモート方式。以下同じ。）とすることができる。また、日程上やむを得ない場合は1,000万円以上でも机上査定とすることができる。

2. 失格工事

1箇所の決定工事費が都道府県・指定都市で120万円未満市町村で60万円未満の場合、または査定後の状況変化等により実施設計額が上記の制限額未満となった場合は、自動的に失格となり、廃工の手続きを行う。

3. 欠格工事

異常な天然現象によるものと認められないもの、過年発生災害とみられるもの等の理由で災害復旧工事として資格を欠くもの。

4. 保留工事

査定時に次の理由で保留となった場合は、現地では「仮決定」とし、本省において検討の上決定する。

① 1箇所の工事費が、負担法は4億円以上（内未成、内転属を除く。）、暫定法は2億円以上（内未成、内転属を含む。）となった場合

② 採否の判定が困難又は大幅に工事の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合

③ 他の施設の関係仮者と協議を要する場合

5. 内転属

同年発生 of 災害で、未施行又は未着手の工事。

6. 内未成

過年発生災害で、未施行又は未着手の工事。

7. 協議設計

災害復旧としての採択に疑義はないが、次に該当するものは事業の実施までに本省と協議する。

① 決定工法以外に更に他の工法を検討する必要がある場合

② 他の計画と特に関連があると認められた場合

③ 工事着手前に地質調査、破壊された施設の状況調査等の必要があると認められる場合

災害査定後

決定金額を記入した目論見書等所定の書類を水産庁に提出する。

(ポイント)

目論見書等の復命書に添付する書類等を水産庁へ提出する。

水産庁提出書類

【漁港、海岸】

- ① 指示事項表、査定設計書の表紙及び工事費総括表の写
- ② 目論見総括表、目論見書（決定欄記入後）、目論見書内訳表
- ③ 内未成又は内転属工事箇所調書
- ④ 協議設計工事箇所調書
- ⑤ 保留工事事由書
- ⑥ 失格又は欠格工事箇所調書
- ⑦ 災害関連事業箇所調書、漁港災害関連事業調書
- ⑧ 協議設計、保留工事の場合は、査定設計書一式

【漁業用施設】

- ① 査定表、設計総括表及び事業費総括表の写
- ② 災害復旧事業計画概要書等のうち（イ）災害復旧事業計画一覧表（決定欄記入後）、査定総括表及び箇所別調書（決定又は査定欄記入）
- ③ 内未成又は内転属工事箇所調書
- ④ 失格欠格工事箇所調書
- ⑤ 机上査定箇所現地確認調書
- ⑥ 協議設計工事箇所調書
- ⑦ 保留工事事由書、立会書
- ⑧ 協議設計、保留工事の場合は、査定設計書一式

【共同利用施設】

- ① 指示事項（負担法様式準用）及び査定表の写し
- ② 査定総括表、箇所別調書（漁業用施設②の様式準用）
- ③ 必要に応じ、上記漁業用施設③～⑧を準用

※③～⑧は、該当がない場合は提出不要

